

# 『續清朝探事』について

## —寛政年間における清国文物への関心—

西田元子

- 一、書誌
- 二、『清俗紀聞』との比較
  - 附 小題等の比較表
- 三、『清俗紀聞』との校異
- 四、校異整理
- 五、南畝写本との比較
- 六、『清朝探事』
- 七、結語

当館所蔵の『續清朝探事』は、中川忠英（○七五、四一―八三、寛政七年長崎奉行就任。以後、勘定奉行、大目付などを歴任。蔵書家としても著名。）の『清俗紀聞』の前身で、はじめは『清朝探事』の続篇の予定であったのではないかと思われる。これまで未紹介の資料なので、結果を報告し、御批正を賜りたい。

### 一、書誌

『續清朝探事』、大本、写本、一三巻、卷八欠、現合一一冊、図入、たて二五・五、よこ一八・五センチメートル（請求記号わ三八二一五）。

表紙は紺色。子持棒の題簽に『續清朝探事 一（冊数）』と書名が記されているが、これは旧帝国図書館で付されたもので、



卷5挿図の一部

本文は虫損の著しい第一一冊前半には裏打が、他には全て入紙が施されて、一巻一冊に製本されている。ただし、第七冊にのみ「續清朝探事 七」の墨書がある当時のものと思われる白表紙が残されている。

この第七冊を除いた各冊首には「中川家藏書印」(長方、朱)が捺され、中川忠英の旧藏書であることがわかる(当館、明治四五年購求)。

遊紙等なく始まる本文は、四周双辺、半葉一〇行の野紙を用いる。第一冊の初行は「續清朝探事卷之二」、次行、五、六字分を下げ「年中行事」と題する。第三行以下「一年始には在京の官人は朝服を着し朝珠を掛け開根とて皂隸二人棒を持先拂いたし主人は轎子ギョウシに乗り僕従は京城内にては定の人数有て執事等も排列する事を許されず……」と句読点なしの平仮名交り文を行書体で記す。一行二六〜二九字程度、注は小字双行。

初行はやや大きめの楷書体で別筆である。清國の文物に関する漢字には朱筆で右側に片仮名で中国音が、左側には漢字と片仮名で日本語訳が付せられている。長文のものは一項目ごとに、短文のものは数項目を続けた形で、一丁又は数丁ずつ、余白を残して書写されている。普通の転写本には見られない形式と思われる。罫紙の本文の間に、薄葉紙に丁寧テイネイに描かれた図版を適宜挿入し、図には「名帖」、「單名帖」、「封筒」、「招牌」、「綵燈」等と本文とは別筆で説明語が付せられている。図版は例えば第一冊「巻之一 年中行事」では、本文紙数二七丁に対して、図版が三二丁あり、各巻共絵図の占める割合が大きい。

第二冊以下第一一冊まで、「巻之二 居家俗式」、「巻之三」(小

題欠)、「巻之四 飲食製」、「巻之五 間學俗禮式」、「巻之六 生誕俗式」、「巻之七 冠禮俗式」、「巻之九 賓客禮俗式」、「巻之十 羈旅行李」、「巻之十一 喪禮俗式」、「巻之十三 僧徒禮俗式」と巻一同様の形式で記述されている。巻十二に相当する部分は第一丁を欠いて、第一一冊の巻十三の末等に誤綴されている。

## 二、「清俗紀聞」との比較

清朝風俗の綿密な描写、豊富な図版、そして中川忠英。書名は異っているが、平凡社の東洋文庫所収の『清俗紀聞』と比較してみると、小題に字句の違いはあるが、内容はほぼ同じもの、図版もきわめて類似している。『續清朝探事』には、図版に三、本文に一、例えば「功課単ノ三字図ノ前へ出ベシ」 図中書入 此文削ヘシ」等と訂正を指示した付箋も見られる。従って、写本『續清朝探事』は、刊本『清俗紀聞』の稿本の一つではないかと推測されるのである。『清俗紀聞』については平凡社版解説には、寛政一年(一七九九) 東都書林金蘭堂刊本と、内閣文庫藏献上彩色本を記すのみで、稿本の存在には言及されていない。

『国書総目録』によれば『清俗紀聞』は同一一年刊本が、当館等に比較的多数所蔵されており、他に写本一冊が東京大学に蔵されている。そして『續清朝探事』という名の書はこの当館蔵本のみである。

当館月報に連載中の「国立国会図書館所蔵本藏書印」に中川

忠英の蔵書印があったことを思い出し参照してみると『清俗紀聞』（二三卷六冊）は寛政一一年（一七九九）に出版されたが、大田南畝（一七四九〜一八二三、狂歌師）が九年（一七九七）に近藤正斎を訪ねて書写した『賓客礼俗式』『学礼俗式』は、板行以前の稿本で、それぞれ巻五、巻六にあたる。（二三二二号、一九八〇年七月）と記されている。『續清朝探事』の『賓客禮俗式』『閩學俗禮式』は南畝書写の稿本の題名に近い。刊本『清俗紀聞』では、それぞれ「閩學」「賓客」と簡易化されている。

寛政一一年刊本の『清俗紀聞』と『續清朝探事』を比較してみると、書写体のその字体も似ている。『續清朝探事』が『清俗紀聞』の稿本の一つであると仮定して、両本の校異を試みることにする。

比較に用いた『清俗紀聞』（以下「紀聞」と略称）は寛政一一年、東都書林翫月堂堀野屋仁兵衛刊。「竊思館蔵版」の大方印が捺されている。十三卷。全六冊。請求記号「一三八一四六」。礼楽射御書数の六芸の名をもって示す各冊には、分量に応じて適宜に各巻が分納されている。

首に寛政一一年述斎林衡・同年雪堂黒沢惟直・寛政一〇年中

附 小題等の比較表

序	清俗紀聞	續清朝探事	備 考
附言	（有）	（欠）	
總目	（有）	（欠）	

井曾弘の三つの序、次に附言、総目があり、末尾に寛政一一年中川忠英跋が付せられている。いずれも『續清朝探事』（以下「續探事」と略称）にはない。

『續探事』には二ヶ所の誤綴が見られる。一は「卷之六 生誕俗式」の部分である。初行を空欄のまま「生誕俗式」と記された罫紙が本文途中に綴られている。『紀聞』「卷之六 生誕」が懐妊より誕生・一才までの行事・出産時の手当と順を追って記されているのに対し、『續探事』では一才・三十日・百日・三日と順を乱している。第一丁の「産台図」等を描いた薄葉紙に、「續清朝探事 卷之六」と記され、「中川家蔵書印」が捺されている。装丁時に誤られたものと思われる。二は「卷十二 祭禮」に相当する部分で、本文一一丁と図九丁がまとまって第一一冊・卷一三の末に、本文二丁、三項目と図五丁が第七冊、卷七の末に誤綴されている。巻数・小題を記す第二丁に当る部分を欠いた為、これは改装時に誤ったものかと思われる。校異の作業に当っては「紀聞」の配列に従う。

卷一	年中行事	居家用式	図版「金銀錠・年糕」に付箋あり。
卷二	冠服	(小題欠)	
卷三	飲食製(目次「飲食」)	飲食製	
卷四	閩學	閩學俗禮式	本文「功課単」の実物例部分に付箋。 本文「開館票」の実物例部分に付箋。 誤綴あり。
卷五	生誕	生誕俗式	卷末に卷十二の後半を誤綴。
卷六	冠禮	冠禮俗式	本文「○宜しき刻限になれば・・・」の条に付箋。
卷七	婚禮	(欠)	
卷八	賓客	賓客禮俗式	
卷九	羈旅行李(目次「羈旅」)	羈旅行李	
卷十	喪禮	喪禮俗式	第二丁欠。卷十三の末と卷七の末に誤綴。
卷十一	祭禮	(小題欠)	卷末に卷十二の前半を誤綴。
卷十二	僧徒	僧徒禮俗式	墨筆書入あり。虫損多し。
卷十三	(有)	(欠)	

版本類型	寛政一一年刊本	清 俗 紀 聞	續 清 朝 探 事
卷頭書名	清俗紀聞		
卷数	十三卷	写本	續清朝探事
行格	半葉一一行。一行二六〜二八字程度。注小字双行。		卷一〜七、九〜十二。卷八欠。卷十二の第一丁欠。 半葉一〇行。一行二六〜二九字程度。注小字双行。

### 三、『清俗紀聞』との校異

#### 校異凡例

- (1) 記載の順は『清俗紀聞』、『續清朝探事』、卷五・九については『三十幅』所収『閩學禮俗式』、『賓客禮俗式』を続ける。『三十幅』は当館蔵、写本(六十冊)、「小諸藏書」印、請求記号 辰一四四)を用い、別本の当館蔵、写本(正、統共五十六種、十三冊)、「勝野家藏」印、請求記号 一二三一二三)をも参照した。
- 「〓」印は『紀聞』または『續探事』と同文であることを示す。
- (2) 『紀聞』では項目のはじめに「〇」、『續探事』では「一」が付けられている。双方、抜けているものもあるが、特に掲げない。
- (3) 原文の注は、二行の割り注になっているが、両本共に注の場合には特に区別しない。
- (4) 漢字・仮名の表記、仮名遣いの相違は、初出の場合に掲げること原則とした。『紀聞』でも不統一の箇所が少なくない。
- (5) 『紀聞』の漢字は殆ど振り仮名つき、『續探事』には振り仮名はない。特別の場合以外はいちいち掲げない。
- (6) 「〇」を記し続く語は、項目の初めの部分を示す。記載順の比較等の為である。
- (7) 最上段の漢数字は『紀聞』の所在の丁付、続いて「オ」は表、「ウ」は裏、アラビア数字は行数を示す。

#### 年中行事

- 一オ5 高下によりて——高下により
- 二オ4 品級によりて——品級により
- 二ウ1 注にあらはず——注に見ふ
- 二ウ5 朋友などの方へ——朋友などの方へ
- 二ウ5 持行——持ゆき
- 二ウ7 用ひまた来客にも——用ひ来客にも
- 三オ7 式はなし——式なし
- 四ウ4 貴賤にしたがいて——貴賤に随ひ
- 七オ8 知音などの方へ——知音などの方へ
- 七オ8 踊る事あり——踊る事もあり
- 七オ9 銀を贈る事あり——銀を送るもあり
- 八ウ2 落燈の日取収む——落燈の日に取収む
- 九オ5 祭る者あり——祭る者もあり
- 一〇ウ6 秋海棠——秋海棠
- 三ウ3 一名掃祭といふ——一に掃祭といふ
- 三ウ8 随意に用ゆ——随意に用ふ
- 一四オ2 後に至りて——後に至り
- 一四オ11 縣なれば——縣なのば
- 一四ウ8 菓物等を種々——菓物等種々
- 一四ウ9 前廣に朝廷より——前廣朝廷より
- 一五オ2 勝手次第に着用——勝手に着用
- 一五オ6 代儀——代儀
- 一五オ9 疾の軽重——病の軽重
- 一五オ9 齊からず——等からず

- 一六オ 2 所によりて——所により
- 一七ウ 1 山野に遊行し——山野へ遊行し
- 一八オ 5 先を争ひて——先を争ひ
- 一八オ 7 銅羅太鼓等——銅羅太鼓のみ
- 一八オ 9 往古より——古より
- 二〇オ 5 蠶魚を製する——蠶魚を制する
- 二〇オ 8 飲食の部に——飲食製に
- 二〇オ 10 暑中氷を——暑中には氷を
- 二〇ウ 2 穴を掘り内に——穴を掘り中に
- 二一ウ 5 地方によりて——地方により
- 二一ウ 5 六神(小字)並びに——六神并(小字)(注略)
- 二一ウ 6 神恩を謝す——神恩を謝するなり
- 二二ウ 4 家ゝに香燭——家ゝ香燭
- 二二オ 5 花形を彫——花を彫り
- 二二ウ 2 奴婢までおくる——奴婢迄夫ゝに送る
- 二二ウ 3 慰斗を付る——慰斗を用ゆる
- 二二ウ 8 春牛とをこしらへ——春牛を拵へ
- 二二ウ 8 一名芒神——一名芒神と云
- 二二ウ 9 別ゝに臺に乗せ——別ゝ臺に乗せ

卷之二 75丁——本文16丁・図版83丁

居家——居家俗式

- 一オ 10 内房は——又内房は
- 一ウ 1 厚さ一尺程——厚さ凡一尺程
- 一ウ 1 白灰または——白灰或は

- 四ウ 1 高さ七八尺ろ——高さ凡七八尺より
- 四ウ 1 柱方圓——柱圓方
- 四ウ 2 礎等均しからず——礎等等からず
- 四ウ 2 門上に額を掛柱に——門上に額柱に
- 四ウ 3 大門の両側へ——大門両側へ
- 四ウ 5 大門の扉を——大門扉を
- 四ウ 6 常は閉て——常に閉て
- 五オ 3 方圓——圓方
- 五オ 4 床のやふなる——床の間様成
- 五オ 5 卓の上には——卓子の上には
- 五オ 8 出入口とす——出入口なり
- 一五ウ 1 ○内廳は……
- 一五ウ 5 ○書房……
- 一五ウ 8 置事なり——置事あり
- 二一ウ 4 鏡臺等をならべ置——鏡臺等並らべ置
- 二一ウ 9 方圓均しからず——圓方等からず
- 二二ウ 10 露臺を設け——露臺を設く
- 二二オ 3 ○蘇州杭州等……
- 障子は……
- 仰エン塵は……
- 衣箱イスク又衣櫃イフ……
- 夜分行燈を……
- 睡床は……
- 浴室……

(一丁中に順を逆にして書写)

(A・B・C三葉にそれぞれ①からの順に書写)

- 三ウ 2
- 浴室…… A②
- 睡床は…… A①
- 夜分行燈を…… C⑤
- 衣箱又衣櫃…… C④
- 障子は…… C②
- 仰塵は…… C③

○厨下は……… B ①

○奴僕下婢は……… C ⑥

○鋪面の製作は……… B ②

三〇ウ 5 程宛も用意——程宛用意

三〇ウ 7 一方を開て——一方開らきて

三〇オ 1 その上に板を——其上へ板を

三〇オ 4 厨房に住居す——厨房へ住居す

三〇オ 1 坐して——坐し

三〇オ 10 冠服の部にしるす——衣服製載す略之

三〇ウ 2 面を洗ふには——面洗ふには

三〇ウ 4 付ぬやうに心を付<sup>つ</sup>け——付ぬやう心を付け

三〇ウ 5 小衣はかりにて帯を——小衣にて帯を

三〇ウ 9 袖に入れて——袖に入れ

三〇オ 7 吞べからず——吞まず

三〇オ 10 教るなり——教るとす

三〇ウ 3 人々信仰等からず——人々の信仰等からず

三〇オ 10 口までも入て——口まで入て

三〇ウ 4 多く浴盆に——多くは浴盆に

三〇ウ 10 一人前三銅なり——壹人前三文

三〇ウ 10 盆湯といふもあり——盆湯といふ事あり

三〇ウ 11 一人前三四分宛なり——壹人前三四分宛

三〇オ 1 衣類の洗濯は——衣類洗濯は

三〇オ 8 書翰は皆——書翰皆

三〇オ 9 吊喪には——吊喪等は

三〇ウ 1 白湯を入れ——滾湯を入れ

三〇ウ 1 五六十目等からず——五六拾目位等しからず

三〇ウ 3 婚禮のやうなる——婚禮様成

三〇ウ 3 臨時の祝ひあれば——臨時祝ひあれば

三〇ウ 7 取票を張りたる家——取票張たる家

三〇ウ 1 持ち来たりたる役人——持ち来たる役人

三〇オ 4 一月に一度二月に一度——一月に一度又は二月に一度

三〇オ 1 通ひ帳の様なる事——通ひ帳様成事

三〇オ 5 問屋を行戸又行家といふ——問屋行戸又行家といふ

三〇ウ 6 銀米納あり——銀米納めあり

三〇ウ 7 銀納なり——銀納めなり

三〇ウ 7 申の中刻頃までなり——申の中刻頃まで

三〇ウ 11 熟懇知音に——熟懇の知音に

三〇オ 9 門外迄出迎へ——門外に出迎へ

三〇ウ 9 法の通り——方の通り

三〇オ 1 ○金の上品を……… (この頃より四十七項目を記す第二卷末の五丁は、手書き郵紙を用い、他の本文とは別筆。又、朱筆による中国語音、日本語訳を欠く)

三〇オ 7 上品とす——上銀とす

三〇ウ 1 傾銀匠——傾銀

三〇ウ 4 一文の量目——一文量目

三〇ウ 5 百文二百文なり千文を——百文或は二百文なり又千文を

三〇ウ 8 貯置なり——貯おく

七ウ11 三十五六文の——三十五六文位の

七ウ11 食凡米一升とす——食米凡一升とす

七ウ3 等からず——不等

七オ2 飲食の部に委し(小字注)——飲食制に委し(大字)

七オ6 百四十五文位——百四十五文程

七オ6 鉄釘一斤七八十文程——鉄釘一斤八十文程

七オ7 一枚凡十文位——一本凡十文位

七オ9 代銀等からず——代銀不等

七オ9 杉六七寸角——杉の六七寸角

七オ11 上下によりて——上下により

七ウ二 下品百六七十文——下品 $\langle$ 百 $\rangle$ 六七拾文〔「百」を朱筆にて補入〕

筆にて補入)

七ウ5 百四十文程手前鮓なれば——百四拾文自分鮓なれば

七ウ6 百四十文宛——百四十文程(づつ)を朱筆にて補入)

七ウ6 一ヶ月の給料——一ヶ月給料

七ウ8 家屋舗——家屋敷

七ウ9 家賃は家の大小——家賃家の大小

七オ4 貧富に應じ——貧富等へに $\rangle$ 應じ(朱筆にて、「等」を消し「に」を書入)

卷之三 13丁——図版24丁

冠服——(小題を欠く)

全丁図版

卷之四 12丁——本文21丁・図版3丁

飲食製

一オ7 ○茶名大畧……(項目を立てず、前項「○茶」に含める)

一ウ3 居家部に出す——居家式に出す

一ウ4 其上滾湯を——其上へ煮湯を

二ウ8 ○酒名大畧……(項目を立てず、前項「○酒」に含める)

二ウ10 ○惣じて酒は……(項目を立てず、前項「○酒」に含める)

二オ1 居家の部に出す——居家式に出す

二オ6 煮大豆を——煮豆を

二オ6 麦の粉——麦粉

二ウ5 蕨に廣げ——蕨に移し廣げ

二ウ7 橘皮の糸切——橘皮糸切

二ウ10 酢を能煮さまして——酢を煮冷して

二オ4 重しに置——重し置

二オ5 重しを置——重し置

三ウ11 四五寸ぐらい——四五寸五六寸位

三ウ11 余斗ある物有——余斗あるものなり

四オ5 橙子の——だひだひの

四オ9 其汁にて——其汁を以て

四ウ3 菜の油と水等分にして——菜油水等分にして

四ウ7 小豆餡製法前に同じ(大字)——同(小字注)

四ウ8 ごとくにして——如くして

五オ2 米粉一升到白砂糖半斤程——米粉一升白砂糖半斤程

六オ 1 尾付の所の肉——尾付の肉

六オ 1 半煮る迄——半煮まで

六オ 3 一夜水に浸し——水に一夜浸し

六ウ 1 醬油の配法——醬油配法

六ウ 8 山菜——山菜

六ウ 9 羊羔の製に——羊剪製に

七オ 10 塩梅し——塩梅して

七ウ 9 醬油を盛置——醬油を盛置て

七ウ 11 配法に一定の——配法一定の

八オ 1 十碗あるいは或八碗——中等十碗或は八碗

八オ 5 葱等を加ふ——葱を加ふ

九オ 2 「請客各品排出の次第」(記載形式に不備あり)——  
(記載形式整う)

九オ 10 八碗菜十碗菜——十碗菜八碗菜

九ウ 1 平食の菜數——平食菜數

九ウ 3 小戸は食飯に——小戸は平日の食飯に

九ウ 10 熟麵一斤五合(小字) 菜油半斤(小字) 白砂糖三斤(小字) 白砂糖三斤熟麵一斤五合(小字) 菜油半斤(小字)

(注略)

九ウ 11 五味見合せ——都合五味見合せ

二〇オ 4 なるほどに——なる程

二〇オ 5 第三の皮を——又第三の皮を

二〇ウ 4 粘のかげんなり——糊の加減なり

二オ 6 ちやわんに一盃——茶碗一盃

二ウ 4 緩と煮和らぐ——緩と煮和らぐ

卷之五

20丁——本文14丁・版帙20丁

閩學——閩學俗禮式——閩學禮俗式

一オ 5 製造も式も——製造の式も

一ウ 1 生質——生れ付

三ウ 9 先生の前へ——先生の前に——先生の前へ

五オ 5 多くは燕衣幅巾なり——画像は多く燕衣幅巾なり

五オ 6 入門を祝する——入門の書生を祝する

五オ 7 禮拜し——拜は漢礼を用ふ 次——禮拜 拜は漢礼を用ふ 禮拜 跪興四拜なり 次——禮拜 跪興四拜なり 次

六ウ 8 毎朝——毎朝 毎朝——毎朝 朝「毎」の字を朱筆にて補入——

九ウ 5 心付學ぶ之——心付學ぶ

九ウ 8 字をおしゆ——字を教ふ

二オ 4 一月半月も——半月一月も

二オ 8 先對を作らしむ——初め對を作らしむ

二オ 10 作り習ふ時は——絶句を作り習ふ時は

二ウ 7 礼敬する事なり——禮敬するなり

二ウ 6 知者なし——當世しるものなし

二四オ 1 三月清明——三月清明日

二四オ 11 放學するなり——放學す

二五ウ 1 學館へ来り——學館に来り

二五ウ 8 割合送る事也——割合せ送るなり

二〇オ 5 大概熟習すれば——大概に熟習すれば

二〇ウ 1 翰林院かまたは——翰林院又は

卷之六

8丁—本文7丁・図版5丁

生誕—生誕俗式

- 一オ3 四ヶ月五ヶ月—四ヶ月又五ヶ月
- 一オ3 木綿の類を以て—木綿類を以て
- 一ウ4 平臥せしめず—横に平臥せしめず
- 一ウ5 早速に—早速
- 一ウ9 煎じ飲しめ毎度瘀血を去る—煎し毎度飲しめ瘀血を去る
- ニオ2 心掛るなり—心懸るなり
- ニオ4 古銭沓文入て—古銭一文を入て
- ニオ10 絹切をはずす—絹切をはずし置
- ニオ10 風濕を受ける—風濕を受けるよし
- 三ウ8 愛のころなり—愛の意なり
- 三ウ9 唱ふ—唱へ
- 三ウ11 拭ひて置なり—拭ひ置
- 四ウ3 此送り物等—此送り物に
- 四ウ4 したがひて用ふなり—随ひ用ふ
- 四ウ5 所々の寺院に—所々寺院に
- 四ウ5 表し用ゆるなり—表し用ふ
- 四ウ11 品を送り—品送り
- 五オ2 毛氈を敷—毛氈を鋪
- 五オ4 訓ゆる—訓ふる
- 五オ10 髪を毛を—髪毛を
- 六オ1 包頭は即—包頭即ち

卷之七

6丁—本文6丁・図版9丁

冠禮—冠禮俗式

- 一オ7 酒宴を設く—酒宴等を設く
- 一ウ3 二十歳余—二十歳餘
- 一ウ6 剃髪人といふは—剃髪人と云は
- 一ウ6 下賤の者にて—下賤の者
- 三オ3 十歳頃より—十歳頃になれば
- 三オ3 髪を毛—髪毛
- 三オ7 吉日をえらみ—吉日を選ひ
- 三オ8 親類朋友等を—此日は親類朋友等を
- 六オ2 好みありて等からず—好みあり等からず
- 六オ5 誕生日の祝宴—誕生日祝宴
- 六オ6 足を包む木綿—足包木綿
- 六オ8 已上は—以上は
- 六オ11 造り—作り
- 六ウ1 赤小豆等を入—赤小豆等入
- 六ウ2 横に抱く—横に抱き
- 六ウ9 醋に入—醋の中へ入
- 六ウ9 天目一ぱいをいふなり—天目一杯をいふ
- 六ウ10 飲しむるも有—飲しむもあり
- 六ウ11 昔時は襦袢を—昔時襦袢を
- 八オ2 子誕生の後に—子誕生の後
- 八オ2 養娘ともいふ—養娘といふ
- 八オ9 嫁せしむる類—嫁せしむる類

- 三才10 右の手に——右手に
- 三才10 左の手に——左手に
- 三ウ1 親類等の来る節——親類等来る節
- 三ウ5 宿許に——宿本に
- 三ウ10 男子に——男子と
- 三ウ11 起居の行義——起居の行儀
- 四才7 閨學の部に見ゆ——閨學式に見ゆ

卷之八 25丁——全丁欠  
婚禮

卷之九 19丁——本文21丁・図版9丁

賓客——賓客禮俗式

- 一才3 したため——認め
- 一才4 いよいよ——弥
- 一才6 白唐帟——白唐紙——白唐帟
- 一才5 諸所——所々
- 一才7 ふくろ——袋
- 一才7 小厮を使として——小厮を使とし
- 二才6 臨時の請酒には——臨時請酒は
- 二才9 祝意の文字又は——祝意の文亦是——祝意の文字又は
- 三ウ1 廳堂の四面——廳堂四面
- 四才4 座褥をもうく——座褥を鋪席を設く——座席をまうけ

- 五才4 文字かあるひは——文字或は
- 五才7 主人新に——料理は主人新に
- 六才6 文字を彫り——文字彫り——文字を彫り
- 七才11 客来る時に——客来る時
- 七ウ6 組たるまでにて——組たるままにて——組たるまでにて

- 七ウ7 客跡にしたがひ——客跡より随ひ
- 七ウ7 主人は下座に——主人下座に
- 七ウ9 手を拱て——手を拱ひて——手を拱て
- 八才5 せんじたる茶——せんじ入たる茶——せんじたる茶
- 八才5 濃茶薄茶の式——濃茶薄茶等の式——濃茶の式
- 八才6 客立て両手にとりて——客立て茶碗を両手に取て
- 八才6 左の手——左手
- 八才6 右の手——右手
- 八ウ1 又茶を——亦茶を——又茶を
- 九才8 盃に酒を——盃へ酒を——盃に酒を
- 九才9 受とり——請取
- 九才11 上客に盃を——上客へ盃を——正客に盃を
- 九ウ10 たね——さね
- 九ウ10 負たるかたに——負方に
- 二ウ11 その後に——其後
- 二才1 三つ入子は三色——三ツ入子なれば三色
- 二才3 見はからひて——見斗ふて
- 二才5 主人にむかひて——主人にむかひ
- 二ウ5 父叔舅先生——父叔或は舅先生

- 二ウ10 二席——二の席
- 二ウ11 三席——三の席
- 二ウ11 向ひの時は右を賓位——向ひの時右賓位
- 三オ1 左を主位——左主位
- 三オ2 打寄て——打寄り——打寄
- 三オ4 残物を——残りもの
- 三オ10 圖は祭礼の部に——圖は祭禮式に
- 三オ10 つまびらかなり——詳なり
- 三オ7 たとへ——たとひ——たとい
- 三ウ8 等かわる——替る——かはる
- 三ウ9 見ゆるには——見ゆるに
- 三ウ11 不<sub>レ</sub>等——等からず
- 四オ1 出迎へ——出迎ひ
- 四オ3 案内し——案内す
- 四オ9 二門の——二の門の
- 四オ11 稀なり——希なり
- 五オ3 つねは——常は
- 五ウ1 連る——連るる
- 五ウ3 内に入れ——内へ入れ
- 五ウ9 親友——親朋——親友
- 五ウ10 親友——親族
- 五ウ11 下座敷等の製——下座敷等の制——下座敷等の製
- 六オ3 駕籠付やふ等の式——駕籠付様等式
- 六オ11 皂隸房いふべき所と入り——皂隸房いふべき所と入り
- 七オ10 床の邊に——床邊に

- 八オ6 主人豈敢有失迎逐といふて——豈敢有失迎逐と云て
- 八オ6 主人豈敢有送迎逐といふて
- 八オ6 答礼して——答礼し
- 八オ6 叙話し——叙話して
- 九オ1 喰摘熨斗——摘熨斗
- 九オ10 はしらには——柱は
- 九ウ1 唯時候の——只時候の
- 九ウ1 草木の花——草木花
- 卷之十 17丁——本文11丁・図版11丁
- 羈旅行李
- 一オ10 文書等——文章等
- 一ウ1 憲件上司より公文——憲件の上司より公文
- 一ウ3 馬匹——馬匹
- 四オ5 此方の桐油——此方桐油
- 四オ6 赤き——亦へ赤き(朱筆にて、「亦」を消し、「赤」を書入)
- 七オ10 其為に驛站には——其為に兼て驛站には
- 七ウ2 火牌火は速なは速なり——火牌は火は速なは速なり
- 七ウ6 百里餘路程なり——百里餘の路程なり
- 七ウ10 宿次を以て——宿次以て
- 八ウ6 したがひて——随ふて
- 九ウ4 造船の賃——造船の資
- 九ウ4 出る事一切なし——一切出る事なし
- 二ウ2 荷舟——荷船

卷之十一

15丁—本文26丁・図版14丁

喪禮—喪禮俗式

一オ7 奴婢へは喪服を與へて—奴婢へは主人より喪服を造り与へて

一ウ5 湯に浸し—湯を浸し

一ウ7 枕をさせ置—枕をさせ置

一ウ9 鋪て遺骸を—鋪遺骸を

三オ8 白紗綾白縮綿等—白紗綾等の

三ウ6 當時は—當時

三ウ8 左りの方に—左手に

三ウ8 拝畢りて—拝終りて

三ウ9 答拝して哭泣す—答拝哭泣す

七オ2 左の方に頭を—左の方頭を

七オ4 出葬の行列—出喪の行列

七オ9 拐のやうなるもの—拐様成物

一〇ウ5 所ごとに—每處

二オ2 知縣へ—知縣に

二オ4 右四枚を持って—右四枚を以て

二オ4 前びろに關所へ—前廣關所へ

一オ4 事なり—事あり

一オ10 青草または—青草又

一オ11 清水をよく煮—清水を以て能煮

一ウ1 加へ與水を—加へ與ふ水を

一ウ4 涼棚後手—涼棚は後手

七オ11 銘旌ミンケイ—銘旌

七ウ2 一に香輪といふ—一曰香輪

七ウ4 造る—造り

七ウ8 朋友等へも—朋友等にも

八オ1 建る—豎る

二オ2 食物等を—食物を

二オ4 結び付置くこれを—結付置へ是を(朱筆にて「是を」を補入)

二オ5 故郷へ—故郷に

二オ10 官所里長へ—官所里長等へ

三ウ1 喪退五十日—喪退居五十日

三ウ1 用ふなり—用ふ

三ウ8 石碑を建畢りて—石碑を豎終りて

三ウ9 建替るも—豎替も

三ウ10 これなき節は—無し時は

一四オ1 周年三年—周年二年三年

一四オ10 鎗鋒ツツノホシ—鎗鋒

一五オ5 喪の日数の内—喪の日数内

一五オ6 残りの日数喪を勤め—残り日数勤め

一五オ7 喪の内に—喪中に

一五オ9 三年の喪病を—三年の間病を

卷之十二 18丁—本文12丁・図版14丁。第二丁欠。

祭禮—(小題欠)

二オ2 盛服し—盛服して

四ウ 1 天幕を張——天幕を張つて

四ウ 1 舖て——敷て

四ウ 1 先祖石碑——先祖の石碑

四ウ 3 大金紙冥衣紙——大金冥衣紙

四ウ 4 圖は喪礼部に——圖喪礼部に

四ウ 4 家内の男女——家内男女

四ウ 8 などへ行終日——などへ終日

五ウ 2 父母の喪中——父母喪中

六オ 3 供物料等まで——供物料まで

六オ 6 磬木魚の圖式——磬木魚圖式

六オ 8 行樂圖——行樂圖

七ウ 6 告る——告す

八ウ 1 禮房州縣にも六部を置之官州縣にも六部を置之——禮房州縣にも六部を置之官州縣にも六部を置之の舊例の

八ウ 7 しばらく——暫時

九オ 3 なき所——なき所は

九オ 6 祀孤といふ——祀孤

九オ 7 申の刻——申刻

九オ 9 到任齋宿——到任齋宿

三オ 10 執事——執事

三オ 11 湄州に到り——湄州へ到り

七オ 1 ともいふなり——といふ

七オ 1 感應感靈——感應威靈

七オ 2 他の神に超諸省——他の神に超ゆ諸省

七オ 5 歸天葬去をの日——歸天葬去をの日

一六ウ 1 釈奠——釋菜

一六ウ 8 閭学部に出す——閭学式に出す

卷十三 24丁——本文18丁・図22丁

僧徒——僧徒禮俗式

一オ 5 事あり——事もあり

一オ 6 官人富家——官人或は富家

一オ 8 僧とても——僧とて

一ウ 8 僧とても——僧とて

一ウ 1 書記して——書記し

一ウ 1 立置なり——立置

一ウ 2 本寺とす——本寺とし

一ウ 10 僕を連る——僕連る

二オ 9 釋迦の両側——釋迦両側に

二ウ 1 依て——仍て

二ウ 8 知縣へ申出——出損に申出

六オ 2 好ざる者は——不好ものは

六オ 3 剃髮の——剃度の

六オ 3 残らず——不残

六オ 5 佛前におゐて——於佛前

九オ 8 一人大木魚——一人は大木魚

九オ 9 提爐——提爐

九ウ 1 誦経し——誦経して

九ウ 11 出るよしなり——出るよし  
取認め——取忍へ認へ(朱筆にて「忍」を消し、

「認」を書入)

三才4 招くには——招く時は

一八才4 供物等前のごとし——供物前のごとし

一八才7 供物等前のごとく——供物前のごとく

一八才11 左は大扶座——左を大扶トキ

一八才4 誦經中次才く——誦經中に次才くくに

一八才3 送る事等からず——送る事貴賤貧富等からず

三才3 婦女——女中

三才1 猶又——尚又

三才2 砂糖漬等——砂糖漬様の物

三才2 事もあり——事あり

三才7 役僧中より選出たる——役僧中よりの選出したる

三才2 受る——請る

三才4 清帯にて則——清帯へにて——則(墨・別筆で「にて」を補入)

三才11 官ありて——官あり

三才11 司る——司るなり

三才2 同様にて——同様

三才3 市中に——又市中に

三才4 とうきん——トキ

#### 四、校異整理

(1)、各巻の小題と配列

別表の通り、小題は一致、又は「紀聞」で簡略化されている。巻毎の内容に異同はない。

(2)、記事

「續探事」(「卷十二 祭禮俗式」)の首葉に当る部分の欠丁一丁分に相当する一項目の前半を除いて、本文の記事に出入は全くない。その順序の異同が「卷二 居家俗式」中の十二項目についてみられるのみである。「卷六 生誕俗式」(「卷十二 祭禮俗式」)におけるものは誤綴と考えられるものである。記事の内容も一致している。

(3)、用語

用語の相違は所々に見られる。

「方圓—圓方」「婦女—女中」「あらわす—みゆ」「一名—一」等「紀聞」の用語は平易化された。

「式はなし—式なし」「至りて—至り」「床の邊に—床邊に」「宿次を以て—宿次以て」等「紀聞」では助詞を補い当時の口語に近い表現を加えている箇所も多い。

又、「四五寸ぐらい—四五寸五六寸位」「作り習ふ時は—絶句を作り習ふ時は」「奴婢へは喪服を與へて—奴婢へは主人より喪服を造り与へて」のような簡略化もみられる。

「山野に—山野へ」のように助詞の使い癖が、ほぼ全て改められているものもある。

「秋海棠—秋海棠」「山菜—山菜」「傾銀匠—傾匠」「行楽圖—行楽圖」等「續探事」中の誤字・脱字は「紀聞」では正されている。

「居家の部に出す—居家式に出す」等の違いは、各巻の小題の

変更に合せたものと考えられる。

#### (4) 用字法

用字法の違いは目立つ。変体仮名の相違。疾―病、均―齊―等、贈―送、建―豎等の漢字の相違。やう―様、なる―成、いよ―弥等の平仮名と漢字の互用。用ゆ―用ふ、教ゆ―教ふといった仮名遣いの相違。『紀聞』においても不統一の所が少くない。

#### (5) 付箋等

『續探事』「卷之五 閩學俗禮式」の本文部分に書写されている「功課単」「開館票」の実例には、それぞれ「功課単ノ三字図ノ前へ出ベシ／圖中書入此文削ベシ」「圖中□此文／別ヘシ」の付箋があり、これらは『紀聞』では指示通り図版として収められている。「卷之一 年中行事」中の図「金銀錠・(年糕)」の部分の「年糕」と記し、その補記を指示すると思われる付箋も『紀聞』の図版に生かされている。「卷之九 賓客禮俗式」の「○宜しき刻限になれば……」の条にみえる「拿周之圖此条かく」の付箋は「卷之六 生誕俗式」の周歲拿周に関する項に付せられていたものであろう。

一ヶ所のみであるが、墨筆による本文への書入「卷之十三 僧徒禮俗式」の「清帯へにて〆則」も『紀聞』の表記と一致する。

#### (6) 書体・字組

『紀聞』の書写体の字体と『探事』の筆跡は類似している。字組についても、『紀聞』では項目毎に改行されないものもあり、組込まれた図版の位置が異なるために、狂いはでてくるものの、四周単辺(二一×一五、五センチメートル)、無界の紙面に、

半葉二行、一行二六―二八字程度、注字双行小字で刻られた字組は、『續探事』のものと、しばしば一致している。

#### (7) 図版

『紀聞』において、すぐれて大きな役割をはたす図版については、詳しく対照調査することができなかった。図のそれぞれは精緻さで『續探事』のほうが勝っている。図様細部での、あるいは目立つ差違は、ままあり巻一の「全名帖―名帖」「太歳春牛迎春―太歳牛行春之圖」をはじめ、説明語や図中に記された文字の相違は全巻にわたって夥しい。しかし、両本に収録されている図版は内容的には、ほぼ出入がない。巻十二の「田老郎・田元師」の図が『紀聞』では省略されていることに気付くのみである。収録順序の不同や画面の大きさの相違が見られるが、刊行に際して、紙面節約のための縮小や大きな改訂が当然あったであろう。又、『續探事』においては、画工によって描かれた図版の用紙と本文用紙を合する際の、或は改装時の誤綴によるものもあると思われる。

### 五、南畝写本との比較

『紀聞』の稿本とされる『賓客禮俗式』『閩學禮俗式』との異同にも注意すると、次の如くである。

両書は、大田覃輯『三十輯』續卷六に収められている。

両書共に『賓客禮俗式』末には「賓客禮俗式一卷、借鈔於白山義學、寛政九年丁巳八月念六 杏花園」、『閩學禮俗式』末には「閩學禮俗式一卷、借鈔於白山義學、寛政九年丁巳九月盡 杏

花園」との識語があり、小諸本では更に「右二禮俗式、今取在干清俗紀聞中、可併見、是及其未刻、而所借鈔也、文化戊辰中秋雨中杏花園又識、時歲六十」と、文化五年（一八〇八）の付記が続けられていて、刊行前の稿本の写しであることは明かである。

図版はなく「賓客禮俗式」の各項末に續けて小字双行で「蝶候圖卓幃の圖」等と注記されている。

『續探事』巻五、九の本文を比較してみると用語、用字法の違いは「紀聞」と比べた場合よりも、格段に少なく、変体仮名の用い方も殆ど同じである。小題の類似、本文の酷似は『續探事』が、寛政九年（一七九七）秋、近藤正斎守重の手元にあつた稿本に、より近い形であることを示しているが、いくつかの相違点もみられる。『續探事』で付箋を加えられ「紀聞」で訂正された「功課単」「開館票」の部分は、本文中にそのまま書写されている。又、『三十幅』續巻六の首葉には、目録があつて、「賓客禮俗式 長崎譯司／閩學禮俗式 同前」と他一種が記されているが、『續探事』では「長崎譯司」の文字はみられない。更に、『三十幅』本「閩學禮俗式」の末に「凡例」として記された、本文の文例を示すと思われる二項目は『續探事』巻五では見られない。

『賓客禮俗式』『閩學禮俗式』は『續探事』に先だつ稿本と考えられるのである。

『賓客禮俗式』には墨筆による和解が一ヶ所みられるのみであるが、『閩學禮俗式』では、朱筆による唐音、和解が、『續探事』とも差違がみられながら施されている。これは転写の際に削ら

れたものではなく、『賓客禮俗式』『閩學禮俗式』の二本がすでに異つた段階での稿本であつたためとも考えられる。

寛政九年秋、いまだ改訂作業が続けられていた時期での『三十幅』所収の形の稿本に、幾分かの変更が加えられ、浄書された一本が『續探事』であると、言い得るのではないだろうか。

各巻毎の内容がまとめられ、次に、配列されて、書名と巻数が付されたのであろうことは、『續探事』各巻第一行の巻題が別筆であることや「巻之六 生誕俗式」の本文の第一行が空白のまま、その前に図版を綴じて巻題を記している点から想定される。

『森銑三著作集』3所収の「谷文晁傳の研究」には、文晁手記『過眼録』が紹介されている。「集古」大正二年五月発行以降号に連載されたものに依つてゐる。寛政九年三月の部分で、「清朝俗間式十二冊中川飛騨守著三月廿一日來」とある。「清朝俗間式」は、『清俗紀聞』のことであらう。」と書かれている。南歌借鈔より半年前、これまでの編纂期間は長くとも一年半、驚くほどの速さで編集された原稿が、文人知識人の間で、すでに注目され始めていたことが窺える。

## 七、『清朝探事』

『續清朝探事』に先だつ正にあたる『清朝探事』は当館にも写本一本が蔵されている。旧土佐藩教授館蔵、明治九年文部省交付本の『清朝探事』二巻である。二冊（合一冊）、大本（請求記号 一四二・一五）。首に「清朝探事卷之上／奉命問 荻生總七郎／深見久大夫／通事 彭城藤治右衛門／清人 朱珮章」と題

す。巻下では、第二行以下が「問 荻生總七郎ノ答朱佩章」となっている。上巻の問目の次に「此問答ハ享保ノ初、深見久大後新兵衛ト云奉命肥ノ崎陽ニ赴キ菓草ノ事ヲ監セラルノ序テ、来船ノ唐人問目ノ旨アリテ、清人朱佩章奉答所ノ書也、時ニ金城ノ儒臣荻生氏和解シテ奉ル、或人はヲ蔵ス、予切ニ懇望シ、贈寫秘蔵スト云、深見氏ハ書籍奉行也」と宝曆甲申秋（明和元年一七六四）の双松堂主人の識語が付されている。

問目は、上巻百二〇条、下巻七二条、総計約二百条あり、品物、祭葬、衣服、嗜好、政治并風俗に大別され、内容は多岐にわたる。皇帝、大官に関する噂、国防・法制法禁関係のことが含まれるのは当然として、風俗習慣についての事もかなりの割合を占める。

『清朝探事』については、大庭脩著『江戸時代の日中秘話』（一九八〇 東方書店）に詳細に紹介されている。荻生惣七郎、号は北溪、諱は観、徂徠の弟である。双松堂主人の識語とは少し異って、將軍吉宗の質問を儒員北溪が伝え、『大清会典』の和訳作業のために、享保六年（一七二一）十一月から十二年二月まで長崎に滞在した、深見久大夫有隣が取次ぎ、彰城藤右衛門が通訳、朱佩章の答を記録した、清朝事情に関する問答書であり、転写を重ねたものであるという。『清人問答書』と題し、ほぼ同一内容とみられる写本が当館にも蔵されている。

「祭葬之問」の四問、「衣服の問」の一七問の他、「嗜好ノ品」の「盲人旅行ノ法」や「政治并風俗之問」の「肉食妻帯ノ宗門アリヤ、尼寺アリヤ」「寺社朝廷ヨリ附置ル、田畠山林金銀アリヤ」「仏神ニ縁日ト云アリヤ」「平生客来ノ時茶煙草ノ類定レル札法

アリヤ」「市中賣物看板ノ事」「旅行人馬ノ通用馬乗問屋休泊所人馬ノ賃銀并川濟ノ事」など、無統一な内容であるが、『續清朝探事』が、その風俗習慣に関する部分について、『清朝探事』中の記事を把握し、格段に詳細かつ、系統的に再調査記録されたものであることをたどることができる。「品物之問」には「明轆暗轆別紙凶アリ」「兵拳別紙二凶アリ」との解答があり、具体的な凶による説明も用いられていたのである。

## 七、結 語

『清俗紀聞』と『續清朝探事』の記事はほとんど一致する。その用語や用字法の細部については、若干の相違が認められるが、それは『紀聞』における用語や用字法が、大旨、より平易に表わされ、それは刊本として、読者の理解を意識していると言えよう。『紀聞』では殆んどの漢字に振仮名が付され、唐音はくり返し記入され、和解も平仮名で表記されている。『續探事』では漢字と片仮名を用う。いずれも刊行に際しての改訂によるものであろう。『續探事』が『紀聞』の稿本の一つであり、成稿本作成に当っては、慎重に参照された一本であったことは、『續探事』の四種の付箋と、その指示が『紀聞』で正確に採用されていることが、端的に示していると思われる。そして、書体や字組の類似も『續探事』が刊本『紀聞』のための成稿本ときわめて近いものであることを示している。

しかし、『續探事』中の明らかな誤字や脱字は『紀聞』では正

されている。凶版中の説明語・文字の相違も多い。項目の配列の異同も若干みられる。それは、当館蔵の『續探事』以外に刊本『紀聞』の成稿本の底本に当るものが存在したことを推測させるのである。『續探事』中にみられる、朱筆による丁寧な書入・補入は、前の段階の稿本を参照しての作業というよりは、浄書された稿本を対照してのものと思われる。少しく、想像を加えるならば、『續探事』は『紀聞』成稿本の底本、すなわち更訂用原本と呼ぶべきものと同時に、あるいは更訂用原本を写して作成された浄書本の一つであり、監修者中川忠英の閲覧・更訂に供するための用意とも考えられよう。

中川忠英が長崎奉行として赴任にあたり、既に流布していた『清朝探事』を補遺する意味で、近藤正斎、大通事高尾維貞等人を得て『續清朝探事』の企画がもたれ、それは当時の知識人たちの関心を引き、草稿のうちから転写が行われ、『清俗紀聞』の刊行へと繋がったと思われる。

本稿の作成に当り、元職員朝倉治彦氏の御教示を頂きました。

(にしだ・もとこ アジア資料課)

